

## 提 言

## 母子保健の歩みと日本小児保健協会

秋山 千枝子 (あきやま子どもクリニック)

コロナ禍での生活は、これまでの生活を一変しました。家庭では夫婦関係や親子関係を、社会ではソーシャルディスタンスでの関係性の構築を余儀なくされています。社会全体の変化の中で、国民すべての健康を維持していくことが保健の役割といえます。私たち日本小児保健協会もこれまで培ってきた小児保健の分野で知力を発揮せねばなりません。

そこで、小児保健の大きな比重を占めている母子保健の歩みを振り返ってみたいと思います。

わが国の20世紀初頭の小児については栄養失調、不衛生の状況にありました。その実態を把握したのは大正5（1916）年に内務省内に保健衛生調査会が設置されてからで、昭和12（1937）年に保健所法と母子保護法が公布され、翌昭和13（1938）年に厚生省が創設されて母子保健が行政に組み込まれました。当協会は、国より先んじて昭和8（1933）年5月3日に発会式および第1回講演会を開催し、7月31日に機関誌「小児保健研究」を創刊、小児保健に取り組み始めました。昭和14（1939）年に乳幼児一斉健康診査、また昭和16（1941）年には保健婦が法制化、昭和17（1942）年には富国強兵の国策のもと、母子健康手帳の前進である「妊産婦手帳制度」が導入されました。当協会は戦争激化のため、昭和19（1944）年5月の学会をもってやむなく休会し、「小児保健研究」も休刊となりました。

終戦2年後の昭和22（1947）年に新憲法のもと児童福祉法が制定され、翌昭和23（1948）年には優性保護法、予防接種法、妊産婦手帳制度が改定されて、現在に引き継がれています。昭和33（1958）年には母子健康センターが法制化され、昭和40（1965）年に母子保健法が制定され、昭和44（1969）年には妊婦健診、昭和48（1973）年には乳児健康診査と次々と制度化されました。当協会も昭和29（1954）年に再発足記念総会を開き、「小児保健研究」を復刊しました。昭和37（1962）年に社団法人、平成24（2012）年に公益社団法人となり、現在に至っています。

1980年代初めに母子保健施策はほぼ完成しましたが、育児不安や児童虐待が増加し、母子保健施策だけでは多様化した社会情勢に対応できないとして、子育て支援の政策「エンゼルプラン」を平成6（1994）年、「新エンゼルプラン」を平成11（1999）年に、平成14（2002）年には「健やか親子21」を策定して21世紀の母子保健の方向性を示し、平成27（2015）年から現在の「健やか親子21（第2次）」に取り組んでいるところです。

また、発達障害者支援法の成立（平成16（2004）年）や児童福祉法の改正（平成28（2016）年）で、乳幼児健診の場でも発達障害と虐待予防の観点が取り入れられました。「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年閣議決定）により、令和2（2020）年度末までに全国の市町村に子ども子育て包括支援センターを設置するという目標を掲げています。また、平成30（2018）年12月に成立した成育基本法は、母子保健に関するあらゆる法律を切れ目のないように結びつける理念法として期待されています。

昭和の初めから激動の時代を超えて今日まで、母子保健の歩みとともに、小児保健分野の進歩・発展を目指してきた当協会は、一貫して子どもの健やかな成長を願ってきたことを誇りに思わざるを得ません。

歴史に刻まれるであろうコロナ禍の社会情勢の中で、子どもたちの健康をはぐくむために、これからの小児保健は、課題や問題に対して支援するだけでなく、Biopsychosocialな視点で子どもの成長を予防的・計画的に支援する新たな方向に舵を切る必要があると考えます。

